

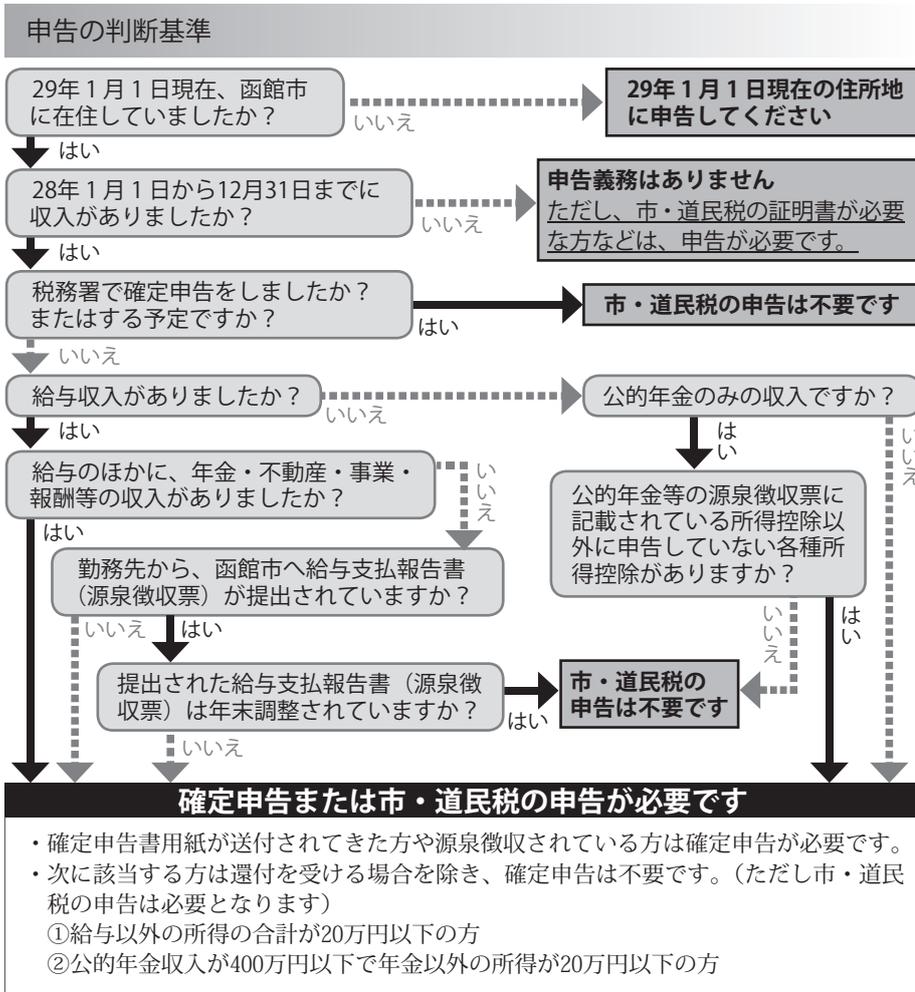
29年度 個人市・道民税の申告受付

毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に住んでいる方は前年中の収入を市に申告しなければなりません。ただし、申告が必要ない場合がありますので、申告の要否判断は、左の図「申告の判断基準」でご確認ください。

お問合せ

▽本庁管内、湯川・亀田・銭亀沢支所管内の方は、税務室市民税担当 ☎21・3213、3211、3212

▽東部4支所管内の方は、各支所の市民福祉課（戸井 ☎82・2112、恵山 ☎85・2335、榎法華 ☎86・2111、南茅部 ☎25・6039）



申告受付日程および会場

混雑緩和のため、表1のとおり対象町を指定して受付しますので、必ず指定日にご来場ください。やむを得ず指定日に来場できない方は、「指定なし」の日に所定の会場で申告いただくか、税務室にお問い合わせください。

※ 受付期間中は、各会場以外での申告受付は行っていません。

この申告または確定申告を期限内（3月15日まで）に終えないときは、当初発送の市・道民税の通知に反映されない場合があります。

申告時に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 源泉徴収票、営業・不動産収入のある方は収支計算書
- ③ 国民健康保険料、後期高齢者保険料、介護保険料の支払額わかるもの・領収書（納付書は27年度と28年度の両方が必要）
- ④ 国民年金保険料控除証明書または領収書
- ⑤ 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、18年末までに締結した長期損害保険料の控除証明書
- ⑥ 障害者手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書
- ⑦ 医療費控除を受ける方は医療費の領収書（あらかじめ受診者・病院・薬局ごとに集計してください）
- ⑧ 本人確認書類

マイナンバーの記載にあたり、次の（ア）～（ウ）のうちいずれかの方法で申告者の本人確認をします。

なお、扶養親族や事業専従者については、本人確認書類は不要ですが、マ

収入が公的年金のみの方の申告

収入が公的年金のみで「公的年金等の源泉徴収票」の中に記載されている所得控除以外に申告していない各種所得控除（注1）がある方は、申告により税額の軽減や非課税（注2）となる場合があります。

（注1）所得控除のうち、配偶者控除、扶養控除の対象者は、合計所得金額が38万円以下の親族等です。

なお、配偶者は38万円を超えても、配偶者特別控除に該当する場合があります。

（注2）収入が公的年金のみの方の非課税基準

扶養人数	公的年金の収入金額	
	65歳未満 (\$27.1.2以降の出生)	65歳以上 (\$27.1.1以前の出生)
0人	1,020,000円以下	1,520,000円以下
1人	1,606,667円以下	2,030,000円以下
2人	2,033,334円以下	2,350,000円以下
3人	2,460,001円以下	2,670,000円以下
4人	2,886,667円以下	2,990,000円以下

イナンバーの記載が必要となります。

（ア） 個人番号カード

（イ） 通知カード＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等のいずれか一つ

（ウ） 個人番号が記載された住民票の写し＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等のいずれか一つ

表1 市・道民税申告会場一覧 ※公共交通機関利用での来場にご協力ください。

区分	月日	申告会場	対象町名	
			9時30分～12時	13時～15時30分
本庁・湯川支所・亀田支所・銭亀沢支所	2/9(木)	亀田福祉センター (1階講堂)	陣川1、陣川2、富岡1	富岡2、石川
	2/10(金)		富岡3、東山1、東山2	東山3、神山1、神山2、神山3、神山
	2/13(月)	函館アリーナ (多目的会議室)	湯川1、湯川2、湯川3	戸倉、榎本、上湯川
	2/14(火)		湯浜、花園、高丘	山の手1、山の手2、山の手3、見晴
	2/15(水)	市役所本庁舎 (8階第2会議室)	入舟、船見、弥生、弁天、大	未広、元、青柳
	2/16(木)	市役所本庁舎 (8階大会議室)	谷地頭、住吉、宝来	東川、豊川、大手、栄
	2/17(金)		旭、東雲、大森、松風、若松	千歳、新川、上新川、海岸、大縄、万代
	2/20(月)		松川、大川、浅野、吉川、北浜	港1、港2、港3、亀田
	2/21(火)		追分、田家、白鳥	宮前、中島、千代台
	2/22(水)	市役所本庁舎 (8階第2会議室)	八幡、堀川、宇賀浦、高盛、日乃出	的場、時任、杉並、本、梁川
	2/23(木)	市役所本庁舎 (8階大会議室)	指定なし	指定なし
	2/24(金)	銭亀沢支所 (2階会議室)	銭亀、中野	根崎、高松
	2/27(月)		志海苔、瀬戸川、赤坂、新湊、石倉、白石	古川、豊原、石崎、鶴野
	2/28(火)	亀田福祉センター (1階講堂)	亀田本、西桔梗、赤川、亀田中野、水元、亀田、大森、東山	美原1、美原2
	3/1(水)		美原3、北美原1	美原4、北美原2、北美原3
	3/2(木)		本通1、本通2	本通3、本通4、桔梗
	3/3(金)	函館アリーナ (多目的会議室)	鱒川、寅沢、三森、紅葉山、庵原、亀尾、日吉1、日吉2、上野	米原、東畑、鉄山、蛾眉野、鈴蘭丘、銅山、日吉3、日吉4
	3/6(月)		西旭岡1、西旭岡2、西旭岡3、旭岡、滝沢	深堀、駒場、広野
3/7(火)	亀田福祉センター (1階講堂)	美原5、陣川	桔梗1、桔梗2、桔梗3、桔梗4	
3/8(水)		桔梗5、鍛冶1、鍛冶2	中道1、中道2	
3/9(木)		昭和1、昭和2、昭和3	昭和4、赤川1	
3/10(金)	市役所本庁舎 (8階大会議室)	五稜郭、柳、松陰、人見、金堀、乃木	柏木、川原、昭和、亀田港	
3/13(月)		指定なし	指定なし	
3/14(火)		指定なし	指定なし	
3/15(水)		指定なし	指定なし	

区分	月日	申告会場	時間	対象町名
戸井支所	2/16(木)	戸井支所	10:00～15:30	弁才、泊、館、西浜
	2/17(金)	戸井生涯学習センター	10:00～15:30	東浜
	2/20(月)	原木会館	10:00～15:30	原木、新二見
	2/21(火)	戸井西部総合センター	10:00～15:30	釜谷
	2/22(水)	小安中央会館	10:00～15:30	小安
	2/23(木)	瀬田来会館	9:30～11:30	瀬田来
	2/24(金)	汐首東会館	9:30～11:30	汐首
	2/27(月)～3/15(水)	戸井支所	9:30～16:00	指定なし
恵山支所	2/16(木)	御崎会館	10:00～11:30	御崎
		柏野会館	13:30～15:30	恵山
	2/17(金)	柏野会館	10:00～15:30	恵山、柏野
	2/20(月)	中浜会館	10:00～15:30	中浜
	2/21(火)	女那川会館	10:00～15:30	女那川、川上
	2/22(水)	尻岸内会館	10:00～15:30	豊浦、大潤
	2/23(木)	日浦会館	10:00～15:30	日浦
	2/24(金)	コミュニテイセンター	10:00～15:30	高岱、日ノ浜、古武井
2/27(月)～3/15(水)	恵山支所	9:30～16:00	指定なし	
楸法華支所	2/16(木)	楸法華総合センター	10:00～15:30	恵山岬、元村、富浦、島泊、新恵山、新八幡、絵紙山
	2/17(金)		10:00～15:30	新浜
	2/20(月)		10:00～15:30	銚子
	2/21(火)	楸法華支所	9:30～16:00	指定なし
	2/22(水)			
	2/23(木)			
	2/24(金)			
	2/27(月)～3/15(水)			
南茅部支所	2/16(木)	古部会館	10:00～14:00	古部
	2/17(金)	木直会館	10:00～15:30	木直
	2/20(月)	尾札部会館	10:00～15:30	尾札部
	2/21(火)	安浦会館	10:00～15:30	安浦
	2/22(水)	南かやべ漁協白尻支所	10:00～15:30	白尻、豊崎
	2/23(木)	南かやべ漁協大船支所	10:00～15:30	大船、双見、岩戸
	2/24(金)	川波会館	10:00～15:30	川波
	2/27(月)～3/15(水)	南茅部支所	9:30～16:00	指定なし

◎確定申告とは…1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税等の計算をし、確定申告書を提出して源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きで、税務署が所管官署となっています。申告受付期間中は市でも確定申告書をお預かりできますが、譲渡所得がある確定申告書など、市でお預かりできないものもあります。

函館税務署からのお知らせ

お問合せ 函館税務署 ☎31-3171

所得税等の確定申告会場の開設

申請書の作成には時間を要しますので、午後4時頃までにお越しください。会場が混雑している場合受付を早めに締め切ることがあります。

期間 2月16日(木)～3月15日(水)の平日

午前9時～午後5時

会場 函館税務署 (中島町37番1号)

申告書にマイナンバーの記載が始まります

申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要になります。

マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者などの本人確認書類は不要です。